

河川整備計画策定の流れ

()書きは渋谷川・古川の予定

調査

河川整備計画(素案)作成

調整

国土交通省
(関東地方整備局)

(令和5年10月)

河川整備計画(原案)作成

意見

関係住民
(河川法第16条の2 4)

令和5年10月 (令和6年2月)

学識経験者
(河川法第16条の2 3)

令和5年11月 (令和6年3月)

河川整備計画(案)作成

以下、今後の予定

協議・回答

○環境担当部局(環境局 自然環境部)
○水道担当部局(水道局 総務部)
○農林水産担当局
(産業労働局 農林水産部 関係各課)

協議・回答

○関東経済産業局(地域経済部)

令和5年12月頃

(令和6年4月頃)

意見照会

関係区市町村長
(河川法第16条の2 6)

河川整備計画の認可/同意申請 ※

関係省庁 協議

○農林水産省
○環境省 ほか

令和5年12月頃

(令和6年4月頃)

河川整備計画の認可/同意 ※

※一級河川 認可、二級河川 同意
(河川法第79条)

令和6年3月頃

(令和6年6月頃)

河川整備計画の決定

公表

(河川法第16条の2 7)

令和6年3月頃

(令和6年6月頃)